

ブカレスト日本人学校規則

第1章 総 則

- 第1条 名称
この学校は、ブカレスト日本人学校（以下単に学校という）と称する。
- 第2条 所在地
Str. Erou Iancu Nicolae nr.91E localitatea Voluntari, judetul Ilfov
に置く。
TEL 021-222-1985 , FAX 021-222-1986
- 第3条 目的
この学校はルーマニアに在住する子女に対し、日本国憲法、教育基本法、学校教育法に従い文部科学省の定める学習指導要領を基準とした初等及び中等教育、及びルーマニアへの理解、友好、親善を深めるための教育を行うことを目的とする。

第2章 教育課程

- 第4条 教育課程の編成
教育課程・学級編成・学期・休業日・授業時数・校務分掌等については別に定める。
- 第5条 修業年限・定員
この学校は、小学部及び中学部により構成し、修業年限はそれぞれ6年及び3年とする。各学年とも定員は5名とする。但し、5名を超える場合は運営委員会と協議の上、受け入れの可否を決定する。
- 第6条 就学
この学校に入学できるものは、ルーマニアに在住する子女で、学校教育法第22条と第39条の定める学齢児童及び学齢生徒を就学年齢とする。
- 第7条 学習評価
学習の評価の基準は、学習指導要領に基づき、校長がこれを定める。
- 第8条 修了・卒業
この学校は、小学部、中学部それぞれの課程の修了・卒業を認定し、必要な証明書類を交付するものとする。
- 第9条 入学・退学等
この学校の入学、退学、転学についての手続きは別に定める。
- 第10条 保健
この学校は、児童・生徒及び教職員の健康の保持、増進を図るために、健康診断あるいは健康調査を行い、保健に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 学校の運営

第11条 運営

この学校の運営は、ブカレスト日本人学校運営委員会規則によるものとする。

第4章 教職員等

第12条 教職員の種類及び職務

この学校に次の教職員をおく。

- (1) 校長は、小学部及び中学部の校務をつかさどり、所属職員を監督するとともに必要に応じて児童・生徒の教育を担当する。
- (2) 教諭(文部科学省よりの派遣教員)は、校長の監督の下、小学部及び中学部の児童・生徒の教育を担当するとともに、校務、事務を分掌する。
- (3) 講師(教諭以外の教員)は、校長の監督の下、教諭を助け、小学部及び中学部の児童・生徒の教育を担当する。
- (4) 事務員等は、校長の監督・指示に従い事務を担当する。

第13条 現地雇用者

校長は、講師、事務員等の労務管理を行い、雇用・解雇などの人事について運営委員会に諮ることができる。

第14条 服務

教職員の服務については別に定める。

第5章 学校備え付け簿冊

第15条 学校備え付け簿冊

この学校に備え付けなければならない表簿は、次のとおりとし、その保存期間は、学校教育施行規則等に準ずる。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳及び修了証書授与台帳
- (3) 学籍簿及び指導要録
- (4) 転退学者名簿
- (5) 児童・生徒出席簿
- (6) 児童・生徒身体調査票
- (7) 学校日誌
- (8) 文書往復綴り及び諸規定綴り
- (9) 備品台帳及び資産原簿
- (10) 職員履歴書
- (11) 職員諸届け綴り

第6章 財務

第16条 財務

学校運営の財源は、日本政府補助金、海外子女教育振興財団補助金、入学金及び保護者定額納入金、寄付金、日本人会補助金、その他の収入をもってこれにあて

る。入学金及び保護者定額納入金については、学校運営委員会がその額と納入方法について別に定める。

第17条 予算の執行

予算の執行は、別に定める学校運営委員会規則によって実施する。

第18条 会計年度

この学校の会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる期間とする。

第7章 賞罰

第19条 賞罰

- (1) 校長は、他の模範とするに足ると認められる児童・生徒を表彰することができる。
- (2) 校長は、学校教育の趣旨に反する行為のあった児童・生徒を懲戒することができる。懲戒は、戒告または出席停止とする。

第8章 改正

第20条 改正

この規則の改正は、学校運営委員会の議決を得た後、効力を有するものとする。

第21条 実施

この規則は、昭和53年4月1日から実施する。

付則 平成4年4月1日 規則一部改正

付則 平成6年6月10日 規則一部改正。

付則 平成7年10月1日 規則一部改正。

付則 平成23年9月26日 規則一部改正

付則 令和元年11月1日 規則一部改正